

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	令和7年度 第1回 豊島区公契約審議会	
事務局（担当課）	総務部契約管財課	
開 催 日 時	令和7年 12月 16日（火）18時00分～20時00分	
開 催 場 所	豊島区役所 5階 507会議室	
議 題	(1) 調査審議 ・ 労働報酬下限額について (2) 報告 ・ 豊島区公契約条例に関する検討委員会での検討事項について	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 行政機関における政策意思決定過程途上に位置づけられる内容を含むため
	委 員	豊島区建設業協会 会長 伊藤 武司、 日本労働組合総連合 豊島地区協議会 事務局長 前場 晃、 公益社団法人東京ビルメンテナンス協会 専務理事 西海 哲洋、 社会保険労務士 羽石 乃理子、 東京土建一般労働組合 豊島支部 書記次長 寺島 耕平、 立教大学 法学部長 原田 久
	事 務 局	総務部長、契約管財課長、契約管財係長、契約G職員
・ 審議に先立ち、会長、会長の職務代理者の選定を行った。 ・ 区長より審議会への諮問を行った。 ・ 審議に先立ち、傍聴者5名の方に入場していただいた。 会長：議事の一つ目調査審議、労働報酬下限額について事務局からまずは説明をお願いしたい。		

審 議 経 過

事務局：(資料1に基づき説明)

会長：2つ検討しないといけないことがあり、そのうちの工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等について、ご意見ご質問をいただきたい。特に事務局案としては、先行する13区との均衡というものを意識する。つまり特定の区だけ高い下限額でもなく、低い下限額でもなく、他区のバランスを考えながら決めていくというのが一つの参照基準ではないのかという提案だったかと思う。具体的には、こちらの公共工事設計労務単価を用いてその下限額を定めていくということである。事務局に確認したいが、労働報酬下限額については、先行13区はどのような決め方をしているのか。

事務局：先行13区の状態であるが、いずれの区も、この公共工事設計労務単価を計算のベースに設定している。区によっては、日当で労働報酬下限額を設定している区もある。「8時間で除し」という文言がある区とない区があるが、単価に90%を乗じた額というものは、ほぼ全ての区が採用している状態である。1区私どもが把握した時点では85%という区もあるが、最もメジャーなものは90%になっている。

会長：何か意見、質問はあるか。

A 委員：公共工事の積算を基準として計算するというのはわかるが、発注するものに関して本当にこの労務単価を基準にして積算しているかどうか問題だと思う。こちらは労務単価をベースにするが、発注の方がはまっていないという場合は現実と離れてしまう気がする。また運転手、交通誘導員、見習い・手元等が時間で働いていると思うが、後は1日いくら半日だろうが何だろうが1日いくらと、元請けとしては請求されてしまうと思う。現実問題としてタイムカードを押しているわけではない。現在は設定の金額よりも高くなることは間違いないので問題ないが、将来逆転現象が起きたときに気になるところがある。

会長：現実はこの単価より高いということだが、それがひっくり返る可能性にも言及いただいたが、どのような場合にひっくりかえる事態が想定されるのか。

A 委員：週休2日制というものがあり、公共工事は1週間に5日しか働いてはいけないというのが浸透しているが、補正率というのがあり、それを1.2倍にして欲しいと要望を出している。今は確か1.05倍だったと思うが、簡単に言うと1日働けないのに、1日の労務単価を1.05倍しかしてくれない。1日休むため1.2倍じゃないと合わない。今まで6日間働いて1日1万円だと6万円もらえた人が5日しか働けないと5万円(と少し)しかもらえない。1週間で稼げる金額を同じにするには1.2倍にしないとならない。そのためその交渉をしているが、もし話が通った場合は労務単価が一気に上がると思う。

会長：労働者の側としては6日働けるはずなのに働けない改革になってしまう。それ自体は法律上、仕方ないし望ましいことだが、実際に入ってくるお金が少なくなる。それは困るということ

審 議 経 過

で、補正率を掛けてくれというような要望が各方面から出ている現状からすると逆転もあり得ると。だからこそやはり下限の問題というのはすごく大事だということにはなるかと思う。区の契約で、実際に金額以上の単価で払っているかどうかというのは、どのように確認するのか。また実際に払っているという感触があるのか等その辺はどうか。

事務局：実際払っている感触があるかというところに関して網羅的に全ての契約についての調査は一部を抜き出して調査した以外は、これまではやってきていませんので、感触については現時点では持っていないというのが事務局からの答えになる。この労働報酬下限額を払っていることの確認については、基本的には全て対象になる契約に関して全部の賃金台帳を出してくれとかそういうことまで求めるつもりはなく、契約という約束の中で、あくまで今回のこの工事に関しては、この職種の方には最低でもこれ以上の賃金が支払われるようにお願いしますという約束を取り交わすことで、実現を目指していこうと考えている。一方で、条例の中で、労働者からの申し出で、実際この公契約の条例が適用される契約に従事しているはずなのに、ここに届かない報酬しかもらってないという申し出があれば、私どもとしては調査をするということになっていく。そのような段取りを検討している。

A 委員：そうするとこの公共労務単価どおりに発注しているかというのが一番問題になってくると思う。例えば、交通誘導員なんかが一番わかりやすいから言いますが、(入札時に)金額を実際の金額で入れると、足りなかったりすることがある。そうすると、計算で使っていないな、と。計算で積算されてないものを受けて、出すときにしょうがないからそれで受けてもらっていることは多々あるので、積算で入っていないからこれでやってもらえますと下請けに発注するときもある。そこで働いている人たちに、訴えられると元請けとしては厳しい。労働者からの申し出ができるのは良いが、下請け業者について一つずつ全部この人いくらもらっているというのを調べろというのはかなりハードルが高いと思う。契約上で、最低限賃金これだけ払ってくださいと約束はすることはできるが、破られたときに誰が責任を取るのか。

事務局：「区以外の者から特定契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者」ということで、下請けの事業者を想定して特定受注関係者と定義付けている。その特定受注関係者にもこういった事項を守っていただくということで条例に記載をさせていただいている。私どもとしてはまず、やはりその契約で、元請の方が下請けの方とさらに契約するときはこの契約は、区の公契約条例に基づく工事の案件だから、あなた方もこの労働報酬下限額以上の報酬の支払いをやってくださいという契約を結んでいただいて、それをもとにこのような約束が履行されていくことを制度として期待している。そのため、全て常時元請の方が下請けの方の賃金全てを常に把握しなさいと、この条例で求めているということではなくて、契約に基づいて皆さんに約束を守っていただくという前提での制度設計になっていると考えている。

A 委員：下請けが違反した場合どこが責任を取るのか。

事務局：是正措置の項目が第 13 条にあるため、そちらに基づいてお願いすることになる。直接元

審 議 経 過

請けをお願いする形になるが、元請が例えば労働報酬下限額の穴埋めをしなさいとかそのようなことが生じるわけではなく、きちんと適切に下請けの方にもこのチェーンが繋がるようにしてもらおうことが、是正措置として想定されている。元請の時点で労働報酬下限額を下回っていれば、直接払ってくださいとなるが、全ての責任を元請の方が負うということではなく、繋がりを持って、是正を伝えていただく形で行ってもらおう。

会長：契約のチェーンのルートを通じて守ってもらうということ。このチェーンが成り立つためには、どんぶり勘定でいくらで契約という話ではなくて、もう少し区の方で色々な工程についてある程度今以上にしっかりと積算をやっていかないと、やってくださいよと言ってもどうしようもないということだろうと思う。いくらこのチェーンがあっても、チェーンに沿って守ってくださいよと言っても守れないような金額しか出していないのであれば、そもそも守りようがないじゃないかというところは常にあるということかなという気がする。

A 委員：この条例が施行されて発注される案件について、発注案件の案内のところに、この契約は公契約条例対象であるといった旨を書いてもらいたい。

事務局：区として公契約条例対象になることを明示した上で行わせていただく。また、積算においても区として責任のある積算が重要なことであると考えているので、引き続き制度を高める検討などを工事部門などに示していかないと、と考えている。

A 委員：入札する場合、積算を元に数字を入れるとなっているが、その中身についてはあくまでも参考資料と書いてある。そこに書いてないものがあっても、これは参考資料という説明で終わってしまう。職員の方たちの限界もある。設計図書は設計事務所が作成するが、その設計事務所の能力が落ちている。優秀な職員がやめるという問題もあるみたいだ。公契約条例をやるにあたって、現状は民間の金額が高いので良いが、ひっくり返ったときにやはり怖いと思う。

会長：設計労務単価で思ったところは 57 種類あるうちで、例えば実態よりも高く設定しているものがこの中にはあり得るということがあるのではないかと思う。事務局はどのように考えるか。

事務局：設計労務単価自体は実績値をベースに積算をし、発注をすると、基本的には区の契約入札のため、この積み上げたものより低い金額で契約がされるであろうというふうに考えられる。国交省の積算労務単価は基本的には実績値をベースに算定しているというふうに国交省が公開している資料には記載がある。実際にどの職種がいくらの報酬が支払われたかというのを調査して、この単価を定めているというふうになっているため、現場と調査のときのサンプルとで差が出るということももちろんあるかもしれない。一つは、実際の価格よりちょっと高い設定をしておかないと、入札で落ちるからということを見越しておく、現場の金額より高くなるということもこの設計単価の性質上あり得ると考えている。

審 議 経 過

会長：常に表の中で実態を反映しておらず、その金額が払われていないというような職種があり得るということはやはり考えておかないといけないということ。全部が全部実は反映していなくて実態はもっと高いというわけではなく、一部はそうじゃないとなってくるとますますこの労働報酬下限額を定めておくということはすごく大事なことになってくるということ。他の委員の方、何かあるか。

B 委員：建設業で言うと、経験のある熟練工と、未熟練の方、見習い・手元等で金額に差異があるが、分ける必要があるのかというところがある。千代田区、日野市では、討議した上で、分けずに単価は一種類だけと決めた事例もある。また、12月12日に担い手3法という法律が国土交通省にて施行された。これは公共民間問わず、適正賃金、設計労務単価に準じた支払いを必ずするよう指導があるので、もし事務局案のとおり70%未熟練での支払いがあった場合、著しく低い労務費として払われる可能性がある。令和8年度は予算の関係もあると思うが、次年度、令和9年度の設定については、他自治体がそうだから、近隣区がそうだからということではなく、改めて討議して考えていただければと考える。

会長：先ほど何法の施行とおっしゃったか。

B 委員：改正第三次担い手3法というもので、建設業の場合は重層下請けの歴史があり、その賃金の支払いを少し省略することによって利益を取ることが多くあるので、三次、四次、さらに下請けのところまで支払いを適正にしていくということを国土交通省できっちり定めたものになる。その基準でいくと、熟練、未熟練関係なくこの設計労務単価に準じた支払いをという形になっているので、少し低い支払いが特定公契約のところでは出てきてしまう可能性がある。

A 委員：見習い・手元等に逃げることができる可能性が出てしまう。本当は一人前なのに、言い訳ができてしまう。

B 委員：職人さんの意向ではなく、その支払いで進められてしまう可能性がある。多摩市は、品質確保の点を鑑みていくと熟練以外の人数を2割未満にするとか、全体のところで制限をするという自治体もある。

会長：このダブルスタンダードというものでやろうと思えば、みんな見習いというふうな極論になる可能性があるとする、みんな見習いだったら仕事はできないわけだが、他方で一定程度見習いの人がいるということもあり得るので、どの割合を標準として積算してもらおうかというところはすごく大事であると考えている。今は契約ごとになんら縛りをかけていないわけだが、常識的に2:8だろうとか、そういうルール設定もあり得るのではないかと。あるいはそもそもダブルスタンダードをやめてしまうということも、法律の施行でだんだん浸透してきていて、1本でいいんじゃないかという議論もあり得る。

審 議 経 過

A 委員：そもそも論として見習い・手元等というのは積算上入ってこないと思う。役所の発注はみんな一人前として計算していると思う。

事務局：積算に携わっているわけではないが、おそらく設計労務単価に見習いというものがあるわけではないので、これはあくまで公契約の労働報酬下限額として、この見習いという枠が一つできている状況。おそらく積算のときにはこの見習いというものは特に想定しておらず、いわゆる熟練工として設計しているものと考えているが、他区の設定を見ると、現場で実際に熟練工ほどのお給料をもらっていない。それこそ本当に見習いとして、あるいは手元作業ということで働いている方に対して、従来以上の高い賃金が支払わなければならないということを回避するというのに、この設定の意義があるのだろうと考える。私も現場の発注を全て分かっているわけではないが、もし例えば委員の皆様の議論の中で、今はそういった手元というものが現場としてないということであれば、ここの部分は削除するということもあるし、逆に、手元という設定がないと現場と齟齬があつて、事業者の負担が過大になり過ぎるなど、様々な意見をいただければと考える。

A 委員：現実問題として見習い・手元等という設定がされていないと、一人前でない人は当然どこの現場にも1人は必ずいる。人手不足であろうが、育てないと仕事は続けられないので、必ず1人2人育てる人間を連れてきているが、一番怖いのが、そういう人たちが一人前のお金を本当はもらえるはずだとすると、一番訴えやすい人たちなので、途中で辞めたとなりかねないので、この設定は消して欲しくはない。2割とか3割とか、一定割合を乗じる設定はあった方がいいのではと思う。

会長：可能性として1本にするということもあるし、これだけ人手不足なのだから、多分見習いがないということもないので、どうにかして人手をかき集めて仕事をしてもらうということからすると、一定の割合を定め、その割合を適正なバランスにしておくということで、これでは現場が回らないでしょという割合にしてはいけない。それをちゃんとコントロールすることの方が、実態を把握して、こういう積算であの現場がこうなのだからということの方が大事だ。それをどうやってやるのかではあるが。

C 委員：事務局案の「東京都における各職種の公共工事設計労務単価を計算の基礎とし、8時間で除し」とあるが、東京都における各職種の公共工事は7時間45分ではなかったかを確認したい。

事務局：日当という考え方で設定されていると理解していた。今回事務局としては「8時間で除し」というのが日当を時給に換算する方法として提案させていただいたところだが、そもそも公共工事設計労務単価が7時間45分を念頭に国交省が置いているということであれば、7時間45分で除した方が国交省の定める労務単価を正確に反映していくということになると思うので、確認の上必要があれば修正する。

会長：資料裏面の方も少し議論をしたい。裏面と表面のどこが違うかということ、先行13区でも先

審 議 経 過

ほどの国交省や農水が出している労働報酬下限額を参照しているが、先行区も「前号に掲げる特定労働者以外の特定労働者等」、清掃や施設管理、保守点検整備みたいな分野だろうと思うが、そこは結構まちまちである。まちまちである場合に、各先行区を参照しながら、どれがぴったりくるような金額なのかを算出するが、事務局案によるとまだはっきり言えないよ、と。だから単純に各自治体でやっているものを平均して、物価上昇率を掛けていくということを単年度単位でしばらくはやっていこうよというふうに私には見えるが、その理解でよろしいか。

事務局：少なくとも令和8年度はそのようにしたい。今後こういうふうに計算していくのが良いのではないかという考えがまとまってくれば、令和9年度分からその考えに基づいて諮問し、答申をいただいたらそのように計算していくことも十分ある。

会長：暫定的にしばらく単年度でやっていったらどうかと、ある程度他自治体の方でも参照すべきものが出てきたらその参照に合わせていく、つまり均衡を求めていくと。今は均衡を模索している段階と考える。

D委員：前提として今回議論しているのは、来年の5月1日以降に契約したものという話であるが、実際には来年度4月1日からの準備契約もあると思う。その割合はざっくりどのぐらいか。

事務局：公契約条例の対象になるのが、委託等の場合だと1,000万円以上ということになるので、正直申し上げて5月1日以降に1,000万円以上の契約をするのは、ほぼゼロに近い1か2かぐらいの件数かと初年度は思う。ほとんどが年間契約として準備契約するので、そちらの方が件数はかなり多い。

D委員：それを聞いて安心した。

事務局：今の話で補足すると、今年度は10月に条例が議会で成立し、審議会を開催するまで2ヶ月ほどの準備等々の期間もあり、12月開催になっている。来年度は条例の制定を待つ必要がないので、おそらく初回の審議会をもう少し早い時期に開催でき、この労働報酬下限額の諮問と答申ももっと早く定まってくると思う。令和9年度に関しては、4月1日から適用される金額が来年の今頃に議論、答申をいただき定まっていくのではないかと考えている。

会長：裏面の方はしばらくこれでやるしかないかなという感覚。参照すべきものがないので、単純に平均して物価上昇率を掛けていくという以外、堅実なやり方はないのかなという気がする。表面の方は参照すべきものがあるので、本当に参照すべきものなのかどうかという議論はできるが、参照すべきものがないとしばらくは単純に各自治体の方法についてやっていくしかなく、暫定的にやりましょうと考える。しかし、各自治体がなぜその方法をとっているかというのは常に調べてほしい。単純に割ればいいだろうというものではなくて、何らかの合理的な根拠に基づいて何かをチョイスしている、と。不安・不確実であろうとも。そのあたりは常に引き続き調べ続けないと、ずっとこのルールでいいわけではないと言える。

審 議 経 過

E 委員：人手不足解消ということが目的なのであれば、近隣区の方が働くことが多いと思うので、全区で見るというよりは近隣の区で見て競争優位性があるのではないかと。そういったところも重要なのではないかと。この案でいくと、例えば北区、文京区、新宿区、渋谷区あたりに行かず、豊島区に来てくれるような価格にしていくといいのではと思う。

会長：次回、城北の地域プラスアルファぐらいで単価を出したらどれぐらいになるのかとか、その区ではどの方式をとっているのかみたいなものを見て考えてみる、というのも一案かなという気がした。ぜひ次回までにその作業をしていただきたいと思う。

E 委員：新宿、渋谷なんかも参考になるのではないかと。

会長：大きな繁華街を持っている渋谷区、新宿区、当区といったくりもあるし、地域でくくるということもあるし、しばらく試行錯誤なのだから、いろんな可能性を探ってみるということがあってもいいのではないかと。意外に違いがないのであれば、13区でもいいのでは。その辺りを見ていく必要がある。

A 委員：資料を見ると文京区の労働報酬下限額が低いと、なぜなのか。

事務局：文京区は今回の豊島区と同じ設定の仕方をしている。文京区にとっても今回の令和7年度では初めての設定のため、同じ方法を採用して設定しており、その結果低くなっている。新宿区は、区の職員の給与をベースにしているというような実態があるようで、高卒の職員に対する給料をベースに算定しているという話を聞いている。

C 委員：千代田区も同様である。最低賃金に物価上昇率をただ単にかけて1,441円はあまりにも安いと感じる。最低賃金の物価上昇率をかけていないので、この1,441円は当然高い。高いわけだが、ここは池袋を抱えている豊島区であり、1,500円はないと低いと思うし、高卒初任給からの計算というのをぜひ勘案していただくことを要望したい。会長もおっしゃっていたとおり、他自治体の計算方式も確認していただきたい。1,441円というのはあまりにも低いと思うので、もう一度施行前に検討いただきたい。

会長：なかなか難しいところで、金額の多寡から発想するのか、ルールがある程度方向性が出てきたところでそのルールに則ってやるというのが、多分当面の発想でもあるのかなというふうにする。一体このルールだったらいくらになるのかということは確認しないといけないと思うが、そのルール自体をどうするかということをお我々としては議論をして、この場で毎回決めていくよりは、このルールで確実に運用できますというものをある程度複数年度にわたって合意することが一番安定的な運用には繋がるかなという気はする。今年決めてしまう必要は全然ないと思うし、できないと思う。多分事務局としては、本区だけが飛び抜けてしまうとすると均衡を害するというにおそくなるだろうと思っている。均衡が本当に素敵なことなのかどうかはわから

審 議 経 過

ないが、そういうふう感じた。少なくとも今年度このルールで決めましょう、ということは決めないつもりでいる。まだまだ様子はしっかり見ていき、ベストなものが出てくればそれをリファインしていくということは忘れてはいけないかなというふうに思う。だから、一つは高卒という指摘もあったので、何で高卒であって、他のものではないのだろうというところはきちっと調べていく必要があるかなという気がする。見立てとしては、何か見解をお持ちか。

C 委員：初任給が上がってきていることもあり、そこは勘案していただきたいというのが一番。令和8年度に公契約が始まるので、他の区に流れないためにも1,500円でというのを感じるところである。

会長：高卒初任給というところから仮にスタートするとなれば、実際に清掃にあたっている方々が学歴はともかく、そういう業務なのかというアナロジーで考えるべきだし、会計年度任用職員でいくべきだというように考えるとすれば、実際にここでいう特定労働者等の業務というものがそれに匹敵するかどうかということが一番私は大事なのかなと。ただ、会計年度任用職員もいろんな種類あるので単純ではない。清掃だけではなくていろんなバラエティーがあるとすると、その辺りも考えていかないといけない。なかなか難しい。だからこそ決まっていけないのだろうと思う。表面とは違って職種が限定できない。しばらくは模索が続くので、こういう議論は絶対に続けられないといけないのだろうという気がしている。

C 委員：ここの計算方式としては、ぜひ7時間45分でというのもお願いしたい。

会長：今日は一旦ここまでで、何か今日はまとめてしまうということはずに、今日の議論をしっかり踏まえた上で、事務局案の修正や更なる調査を進めていただければというふうに思う。様々な観点からいろんなご議論賜りまして大変私としては嬉しく思う。

事務局：先ほど文京区が今回の豊島区と同じ決め方をしていると説明したが、過去の平均と最低賃金の比率を踏まえ、審議会の意見で決めたということが議事録にあるので、全く同じではないということ修正させていただく。

事務局：続いて、豊島区公契約条例に関する検討委員会での課題について報告する。資料2に「以下の事項は、「豊島区公契約条例に関する検討委員会」において、引き続き審議することを望む意見があったので、事務局から報告する。1点目は審議会の開催スケジュールについて。先行自治体を見ると審議会3回では議論を尽くせていない状況がある。当時の事務局提案の10月より早期に審議会を開催することを検討されたい、という意見があった。2点目、条例第2条第1項第3号イに該当する特定公契約の基準額について、いわゆる委託契約でこの条例を適用する基準額についてという意味だが、当初2,000万円以上を事務局案として議論を進めたところ、清掃業を中心に保護が十分でないといった観点から1,000万円以上を基準額とすることで最終的な条例案を決定していただいた。条例の附則に見直し条項があることから、3年後に物価の状況等を踏まえて、基準額が適切なものかどうかを引き続き検討されたいという意見が出ていた。

審 議 経 過

会長：前の会議で宿題になったものは持ち越ししようというふうに私の方で提案した。見直し条項もあるので、条例施行から3年後にもう1回この金額でいいのかどうか、2,000万円ではちょっと少ないので1,000万円はどうだろうかというような話があったが、それでもなお条例の適用の可能性を探っていく必要が出てくれば下げるし、やはり元々2,000万円スタートしたが、やはり2,000万円に戻すべきなんじゃないかという議論があれば戻すというように、下がったり上がったりということを点検していきましょうということだった。これは条例施行後の運用実態を事務局から説明いただいた上で、現状の1,000万円が適切なのかどうかということ点を点検していくことになる。3年ごとに点検をしていくというのが理想。ぜひ委員の方々もそういうつもりでルールを固定的にではなくて、一定程度のタイミングで見直しをしていく可能性があるということ頭の中に入れておいてくださればと思う。

事務局：本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。第2回は3月の中旬頃を開催時期とさせていただきたいと思っている。

会長：以上をもって、第1回豊島区公契約審議会を閉会する。

[19時56分 閉会]